

みんなの暮らしと生活を応援する情報誌



総務省 12月号

2022 December
Vol.264

MIC MONTHLY MAGAZINE

※ 特集

情報公開・ 行政手続制度案内所 をご活用ください

地方のかがやき
北海道 紋別市





広報誌を
スマホなどで
閲覧できます



発行：総務省
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
(中央合同庁舎 2号館)
電話：03-5253-5111(代表)

- 19 福岡県豊前市
マイナンバーカード普及促進の取組事例を紹介！
- 18 郵政民営化前にお預けいただいた
定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金
そのままにしていますか？
- 16 使用期限が迫っています！
アナログ簡易無線機の
MIC NEWS 04
～令和6年(2024年)11月30日まで～
- 15 「三不在運動」をご存じですか？
政治家の寄附は禁止(贈らない)！
政治家の寄附を求めない！受け取らない！
MIC NEWS 03
- 14 令和5年1月10日(火)開講
「誰でも使える統計オープンデータ」受講者募集中
MIC NEWS 01

4 特集
情報公開・行政手続制度案内所を
ご活用ください

10 北海道 紋別市
地方のかがやき

表紙の写真

ふるさと納税の返礼品にも

日本各地の特産品

クリスマスローズ
新潟県・新潟市

「クリスマスのころに咲くバラ」という意味で名付けられたクリスマスローズは、キンポウゲ科の多年草。その一大産地である新潟市は、市内の生産者が十数年前にイギリスから優良品種を導入したのがはじまりだそう。クリスマスローズは新潟市のふるさと納税返礼品にもなっています。



写真提供：株式会社大郷屋種苗

十二支の九番目の「申」は、もともとは「雷」の原字で、「もうす」などの意味をもつ漢字です。これに当てられたのが「ざる」です。猿は家族を大事にすることから家族円満であったり、「去る」に掛けて厄除けなどの願いを込めた工芸品が多いようです。

申



真の丸

日本各地の匠の技で創られた伝統工芸の干支を、地域の関わりとあわせて紹介します。

日本の伝統工芸と十二支



木の葉猿の代表的な作品、三匹猿(上)。飯喰猿(左上)。唯一の窯元、「木の葉猿窯元」の永田禮三さん(左中)。写真奥は永田さんの三女、早絵さん(左下)。

写真提供：熊本県伝統工芸館

木の葉猿

手びねりでつくられた
素朴な伝統郷土玩具

木の葉猿は、熊本県玉東町でつくられている伝統郷土玩具です。型を使わず、すべて指先だけで粘土を捻ってつくられ、素焼きで仕上げます。

その歴史はとても古く、約1300年にもなるとか。現在の玉東町木葉に住んでいた都の落人が、夢枕に立った老翁のお告げにより春日大明神を祀り、祭器を木葉山の土でつくって残りの土を捨てたところ、それが猿に化けた、という伝説から生まれたといわれます。大正5年には、雑誌・文芸クラブが主催した全国土俗玩具コンクールで「東の正横綱」に輝くなど、その人気ぶりがうかがえます。木の葉猿は玉東町のふるさと納税返礼品にもなっています。

取材協力：熊本県伝統工芸館
<https://kumamoto-kougeikan.jp>

情報公開・行政手続制度案内所 をご活用ください

令和4年4月から開設しています。

行政管理局は行政機関等に共通する基本的な法制度を所管しています

行政管理局は、国民と行政をつなぐ役割を担う情報公開制度や行政手続制度、行政不服審査制度といった行政機関等に共通する基本的な法制度を所管しています。これらの法制度を適切に運用していくことで、行政の公正性や透明性のさらなる向上を図り、国民からの行政への信頼を確保していくことに取り組んでいます。

① 情報公開法とは

行政機関等が保有する文書の開示を求めることができます

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）および独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）（以下、「情報公開法」という）では、誰でも、国の行政機関や独立行政法人等が保有する文書や電子データなどの開示を求めることができる仕組みが規定されています。行政が保有する情報を公開していくことによって、国民への説明責任を果たしつつ、国民に広く開かれた行政の実現を図ります。

情報公開法

情報公開法に基づいて、だれでも、行政機関や独立行政法人が保有している文書の開示を求めることができます。

※文書1件につき、原則300円の開示請求手数料が必要となります。



どうやって文書の開示をもとめることができるの？

開示請求の流れを説明するよ！

まず、開示請求書に、見たい文書の内容などの必要な事項を記入しよう！

次に、それぞれの行政機関、独立行政法人等の情報公開の窓口へ提出しよう！

そうすると、原則30日以内に開示されるかどうか決まるよ！



行政手続法（平成5年法律第88号）は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とし、行政機関が行う処分、行政指導および届出に関する手続ならびに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めています。

行政機関が行う手続の共通ルールを定めています

② 行政手続法とは



案内所で配布しているパンフレット



総務省

「情報公開・行政手続制度案内所」は、情報公開法、行政手続法、行政不服審査法に関する案内窓口です。



❁ 下記の場合などには、お近くの案内所まで、お問合せください。

- ① 国の行政機関・独立行政法人等が保有する行政文書等の開示請求の方法について知りたい。
- ② 違法・不当な行政処分に対する審査請求の方法について知りたい。
- ③ 行政庁による不利益処分、行政指導、申請に対する処分や、届出がなされた際のルールについて知りたい。

行政不服審査法

行政による不許可や取消しといった処分に対して不服がある場合、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

- ⚠ 行政に対する一般的な意見、要望については、審査請求をすることはできません。
- ⚠ 国税、年金、労災保険など特別の定めがある場合があります。詳しくは関係機関にお問合せください。



審査請求をする場合は、処分を知った日から3か月以内に行ってください。また、処分の日から1年を経過するとできなくなります。

例えば、1月15日に処分を知った場合には、同年4月15日までに審査請求をする必要があります。



審査請求の内容は、どう判断されるのですか？

公平・中立な判断のために、審査請求は、

- ✔ 対象となる処分に関与しない「審理員」が審理します
- ✔ 外部の有識者からなる「行政不服審査会」が判断をチェックすることもあります



行政手続法

行政手続法は、行政機関が行う処分、行政指導および届出に関する手続ならびに命令等を定める手続に関し、共通するルールを定めています。

- 許認可などの申請に対する処分に関する手続
 - ・審査基準の設定義務
 - ・理由の提示 など
- 聴聞や弁明といった不利益処分をする際の手続
- 行政指導する際の一般原則
 - ・行政指導は相手方の任意の協力によるもの
 - ・従わないことを理由とした不利益取扱い禁止 など
- 政省令、規則、審査基準などの命令等を定める場合の意見公募手続（パブリックコメント）



③ 行政不服審査法とは

簡易迅速・公正な手続の下で行政処分に対する不服を申立てることができます

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速・公正な手続の下で、国民の権利利益の救済を図ることや、行政の適正な運営の確保を目的とし、行政の行った処分または不作為に不服がある場合の審査請求等の不服申立ての仕組みを規定しています。

行政不服審査法に基づく審査請求については、審査請求を受けた行政庁（審査庁）では、処分に関与しない職員（審理員）が、審査請求の審理手続を行うとともに、有識者から構成される行政不服審査会等が審査庁の判断をチェックすること、公平・中立な審査が行われます（個別法の定め等により、審理員が置かれない場合や、行政不服審査会等への諮問がなされない場合があります）。

「行政不服審査法の改善に向けた検討会最終報告」を受けた対応

ご紹介した法律のうち、行政不服審査法においては、審査請求等の不服申立てをしようとする者または不服申立

人の便宜を図るため、不服申立ての処理を行う行政庁は、その求めに応じ、不服申立てに必要な情報の提供に努めるべき旨などが規定されています（行政不服審査法第84条）が、この度、令和3年5月28日から有識者で構成される「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、同検討会において令和4年1月に最終報告が取りまとめられ、国民の皆さまに対する情報提供や相談対応を丁寧に行うための全国的な案内所の設置や、不服申立てに係るパンフレットの配布等の必要性が指摘されました。



案内所で配布しているパンフレット

④ 情報公開・行政手続制度案内所の開設

総務省では、従来から、全国に、「情報公開・個人情報保護総合案内所」を設置し、情報公開法等の円滑な運用を確保するため、行政機関・独立行政法人等に対する開示請求の手続や制度の仕組み等の案内を行っていましたが、こうした指摘も踏まえ、令和4年4月1日からは、行政不服審査法に基づく審査請求の手続や制度の仕組み、行政手続法の制度の仕組みなどの案内を行う機能を追加し、名称を「情報公開・行政手続制度案内所」に変更の上、開設しました（なお、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）および独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）は、令和



総務省の情報公開・行政手続制度案内所 一覧

(令和4年7月1日現在)

案内所	所在地	電話番号	FAX番号	インターネット受付
総務省本省	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館2階	03-5253-5175 03-5253-5355 03-5253-5111 (内線27184)	03-3519-8733	https://www.soumu.go.jp/form/common/opinions.html
北海道管区	〒060-0808 札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎7階	011-708-0638	011-708-0638	https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html
函館	〒040-0032 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎6階	0138-23-0909	0138-23-0919	
旭川	〒078-8501 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館5階	0166-38-3011	0166-38-3013	
釧路	〒085-0022 釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎3階	0154-23-7136	0154-23-7137	
東北管区	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎10階	022-716-1234	022-716-1234	
青森	〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎4階	017-734-3354	017-734-3355	
岩手	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎4階	019-622-3470	019-624-1155	
秋田	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	018-824-1426	018-824-1427	
山形	〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎3階	023-632-3113	023-632-3117	
福島	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎3階	024-534-1101	024-534-1102	
関東管区	〒330-9717 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館19階	048-600-2404	048-600-2404	
茨城	〒310-0061 水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎2階	029-221-3347	029-221-3349	
栃木	〒320-0043 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎3階	028-634-4681	028-637-4809	
群馬	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階	027-221-1648	027-221-1649	
千葉	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階	043-246-9821	043-246-9829	
東京	〒169-0073 東京都新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎2階	03-5331-1762	03-5331-1762	
神奈川	〒231-0023 横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎3階	045-228-1308	045-228-1308	
新潟	〒950-8628 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7階	025-282-1112	025-282-1124	
山梨	〒400-0031 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎9階	055-252-1496	055-251-9223	
長野	〒380-0846 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎4階	026-235-5566	026-232-4529	
中部管区	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-968-1160	052-968-1160	
富山	〒930-0085 富山市丸の内1丁目5-13 富山丸の内合同庁舎5階	076-405-0312	076-405-0312	
石川	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎4階	076-222-2263	076-222-2263	
岐阜	〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-259-6445	058-259-6445	
静岡	〒420-0853 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-653-5106	054-653-5106	
三重	〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-221-2455	059-221-2455	
近畿管区	〒540-8533 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-4791-5630	06-4791-5630	
福井	〒910-0859 福井市日出3-14-15 福井地方合同庁舎	0776-24-0403	0776-26-4445	
滋賀	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-523-1926	077-525-1149	
京都	〒604-8482 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	075-802-1140	075-802-1180	
兵庫	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078-327-5417	078-327-5417	
奈良	〒630-8213 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-24-0300	0742-24-0303	
和歌山	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎3階	073-431-8221	073-436-5899	
中国四国管区	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-502-0271	082-502-0271	
鳥取	〒680-0845 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857-24-5542	0857-24-5942	
島根	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-21-3680	0852-21-2444	
岡山	〒700-0984 岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎	086-231-4322	086-221-5661	
山口	〒753-0088 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083-933-1503	083-922-1593	
四国支局	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館6階	087-826-0712	087-826-0712	
徳島	〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-657-7063	088-657-7063	
愛媛	〒790-0808 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7701	089-934-5917	
高知	〒780-0870 高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088-824-4101	088-824-4194	
九州管区	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-431-7083	092-431-7084	
佐賀	〒840-0041 佐賀市内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-27-8638	0952-22-2652	
長崎	〒852-8106 長崎市岩川町16-16 長崎地方合同庁舎	095-842-9755	095-842-9755	
熊本	〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階	096-212-9377	096-324-1663	
大分	〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎	097-532-3787	097-532-3790	
宮崎	〒880-0805 宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-24-3371	0985-24-3371	
鹿児島	〒892-0812 鹿児島市浜町2番5-1号 鹿児島港湾合同庁舎5階	099-224-3248	099-224-3248	
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階	098-941-3285	098-941-3285	

※1 上記案内所は管区行政評価局、行政評価事務所または行政監視行政相談センター内に設置されております。
 ※2 近畿管区は、令和4年12月26日から大阪市中央区大手前3丁目1番41号大手前合同庁舎1階に移転致します(郵便番号、電話番号、FAX番号は変わりません)。

案内所



4年4月1日に廃止され、新たに個人情報保護委員会が所管する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に統合されたため、現在、情報公開・行政手続制度案内所における案内は行っておりません。

例えばこのような場合、案内所に御相談ください!

●情報公開法について

- ・情報公開制度ってどんな制度?
- ・開示請求の手続きってどうすればいいの?
- ・開示請求はどこに対してできるの?

●行政不服審査法について

- ・どのような場合に審査請求できるの?
- ・審査請求はどうやってすればいいの?
- ・審査請求書の書き方は?

●行政手続法について

- ・申請手続きで役所が義務づけられている手続は?
- ・聴聞の通知が届いたが、どうすればいい?
- ・意見公募手続(パブリックコメント)について知りたい



情報公開・行政手続制度案内所は、総務省本省および都道府県ごとに設置しております。ご紹介した法律についての問い合わせ、相談に当たっては、お近くの案内所に電話またはメール等をいただくほか、来所による相談も可能です(新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、対面での相談を控えている場合もあります。詳しくは、各案内所にお問い合わせください)。
 令和4年度から開設したばかりの取組ではありますが、徐々に国民の皆さまにとって、各制度の円滑な利用または運用に貢献できる存在となれば幸いです。

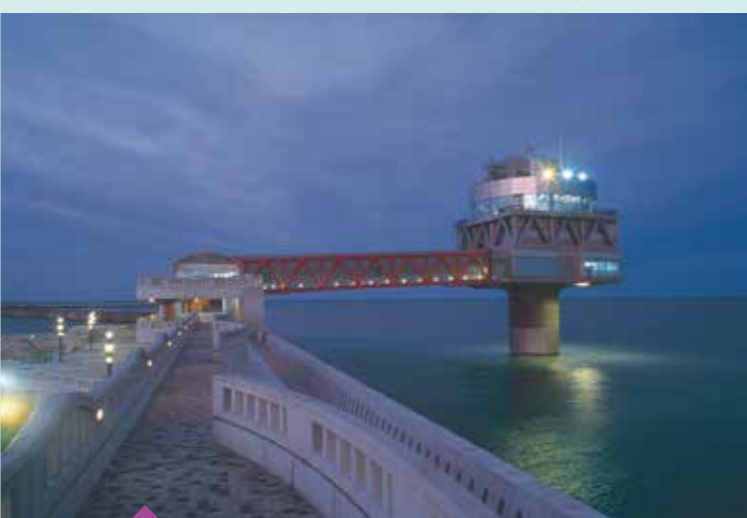
世界初の流水砕氷観光船として昭和62年に就航したガリンコ号。ドリルで氷を砕きながら流水帯を進む。夏場はフィッシングクルーズも。昨年、3代目のガリンコ号Ⅲ IMERU が就航した。

北海道



紋別市

流氷が寄せるオホーツク海 雄大な自然の豊かな恵み



塔 氷海の中展望塔として世界初のオホーツクタワー。海底階には大小11枚の海中観察窓。ミニ水族館やパノラマ展望台、カフェを併設。



氷 2月中旬の「もんべつ流水まつり」では天然氷でつくられたメインステージや数十基の氷像が立ち並ぶ。夜はライトアップされ、幻想的に輝く。



驚 海沿いに立つカニの爪は高さ12m、幅6m、重さ7tの巨大モニュメント、昭和58年の流水アートフェスティバルの際に制作された。



食 流水の下の極寒の海で育つ毛ガニはびっしり詰まった身にクリーミーな味噌が特徴。オホーツク沿岸では流水明けの3月ごろから味わえる。

オ ホーツク海の28kmにおよぶ海岸線、北見山地や千島山系の山々など雄大な自然に包まれる紋別。その地名は静かな川を意味するアイヌ語の「モベツ」に由来するとされます。
渚滑川や南東シブノツナイ川の流域ではサトウダイコンやジャガイモ

などの畑作や大規模な酪農・畜産が営まれ、地域の約8割を森林地帯が占めることから木材産業も盛ん。毛ガニ・ズワイガニ・タラバガニの三大ガニを初めオホーツク海がもたらす水産資源にも恵まれています。
紋別の弓状の海岸線は風波を避けられる天然の良港として江戸時代から利用されており、戦後間もなく全国初の水産モデル地区に指定され、近代的な水産都市が形成されました。

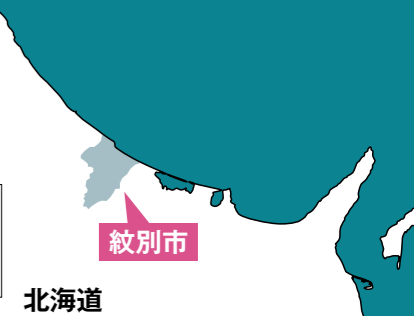
オホーツク海は流水の南限で、冬になると流水野が出現します。かつては船の航行を邪魔する厄介者とされていた流水ですが、研究が進んで、氷の下で大量の植物プランクトンが繁殖し、豊かな生態系を支えてくれていることも分かり、今や紋別のシンボルとみなされるようになり、観光の柱ともなっています。

冬の流水見物や夏のフィッシングクルーズなどオホーツク海を利用した観光のほか、小向原生花園やオムサロ台地堅穴群、コムケ国際キャンプ場、市営大山スキー場などの観光スポットも充実しています。
毎日羽田便がある新オホーツク紋別空港から市の中心部まで無料バスで15分程度とアクセスも良好です。

地方のかがやき 北海道 紋別市

Mombetsu City
北海道のオホーツク海沿岸のほぼ中央に位置し、漁業、農業、林業やこれらを生かした製造業を基幹産業とする。紋別町、渚滑村、上渚滑村が昭和29年に合併して誕生。

人口(推計)	2万800人 (令和4年8月末現在)
面積	830.67km ² (境界未定部分あり)
URL	https://mombetsu.jp



紋別市長 宮川良一

ふるさと納税の取組を通じたご縁やつながりを大切に

自然環境に恵まれ、夏は冷涼、冬も比較的穏やかな本市では現在、交流人口の拡大を目指し、「避暑地化構想」と銘打って観光・交流施設の整備などのプロジェクトを展開しています。水産のまちとして知られている紋別ですが、農業、酪農・畜産も発展しています。海や大地からの食資源という贈り物を事業者のみならずのご協力の下、返礼品として全国にお届けするふるさと納税の取組を通じたご縁やつながりも大切にしたいと思っています。



1 アザラシだけを飼育・保護している「オホーツクとっかりセンター」。2 10月のもんべつグルメまつり。バーベキューコーナーが好評。3 ほどよく脂ののる紋別カレイ。4 野鳥の楽園のコムケ湖。秋はサンゴソウが湖畔を染める。5 道立オホーツク流水科学センター「GIZA」。大量のクリオネを展示。6 全長3kmの道立オホーツク流水公園。ラベンダー畑やパークゴルフ場などがある。

※以下の4店舗の製品は、紋別市のふるさと納税返礼品にもなっています

ホタテを活用した新名物を開発



ほたて黄金ごはん

紋別のホタテの出汁の味を楽しんでいただきたいです



代表取締役の能戸俊憲さん

ホタテを中心とした加工製品を手がける有限会社能戸水産では、干し貝柱の出汁の風味を生かした炊き込みご飯の素、ほたて黄金ごはんを開発。ホタテ貝ひもやたこからあげなどの商品も。

素材と向き合う味を引き出す燻製



5種の魚介スモークセット

それぞれの食材と語り合いながら作っています

代表取締役職人の安倍哲郎さん

有限会社フューモアールは燻製の専門店。サバやマス、サーモン、ホタテなど素材を厳選し、化学調味料などの添加物を使用せず、ホワイトオークで丹念に仕上げる燻製は返礼品として品薄になるほどの人気。

おいしいを届ける!

流水と自然を守るためのふるさと納税

スタートした平成20年度は73件だった紋別市のふるさと納税の寄附件数ですが、年々増加し、昨年度は110万件を超え、寄附額も152億9700万円と全国の市町村で1位となりました。返礼品には左で紹介している飲食店などの紋別産のおいしい食べ物がそろっています。

これらをもたらししてくれる自然は、市民にとってかけがえのない宝であるだけでなく、北海道、日本の環境保全のためにも守り残していかなければならない大切な財産であるということから、紋別市では寄附金を環境保全の取組や地域の活性化に役立つため、「オホーツクの流水と自然を守る寄附条例」を制定し、寄附

金の使途として「アザラシの保護活動などオホーツク海の海洋環境に関する事業」や「森林、湖沼、河川等の環境保全啓発活動に関する事業」などを設定しています。



「オホーツク海の流水」というユニークな返礼品も。写真は5kgだが、1tの流水も。



流水の下で遅く育ち、甘味があり、食感が良いホタテは人気の返礼品の一つ。

外国人との共生社会の実現を推進する拠点「もんべつ国際交流ステーション」

技能実習生や特定技能などの外国人材を積極的に受け入れていく紋別市では、国際交流推進室を設置して、共生社会の実現に向け、国際交流、生活支援、就労支援などに係る事業を展開しています。

例えば就労支援では、海外人材雇用推進員や国際化推進員（外国人）を任用して雇用を希望する企業の相談に対する助言や在留資格手続の支援、外国人留学生インターンシップ受入支援事業補助金を創設するなど



国際交流推進室の外国出身スタッフのみなさん。ドイツ出身の溝口マリウスさん(後列)は「すまいる」のデザインを担当。

工夫を凝らし、就労の拡大を図っています。昨年11月にはこのような取組を一層推進するため「もんべつ国際交流ステーション すまいる」を開設し、交流室や会議室、ギャラリールームなどを設け、日本語講座や日本文化体験講座、社会科見学などを開催しているほか、外国人が生活や仕事などの様々な相談ができるよう一元的な窓口を設置しています。



市の施設をめぐる社会科見学会を10月2日の日曜日に実施。市内の外国人38名が参加した。

一流の音楽家を招き、学び合うオホーツク紋別音楽セミナー



市内の小学校4～6年生を対象とした音楽教室。一流の演奏に触れる貴重な機会となる。

市教育委員会主催で毎年度、開催されているオホーツク紋別音楽セミナーは、音楽家を志す学生などが紋別に集い、一流演奏家の指導を仰いで技術を研鑽するセミナーです。今年度は8月16日(22日)に、東京藝術大学名誉教授の菅沼準二さんがプロデューサーを務め12名の講師が参加し、ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロのレッスンや講師と受講生によるコンサートなどを行いました。

環境問題、海洋生物、北極海航路など多様なテーマを議論 北方圏国際シンポジウム

昭和61年以来、毎年2月に紋別市で開催され、海水や海洋生態系、地球温暖化、北極海航路など様々なテーマを議論する北方圏国際シンポジウム「オホーツク海と流水」は、学術面の成果に留まらず、紋別の産業発展や観光振興にも寄与してきました。同シンポジウムの特徴として、公開講座や小中生向けの特別授業などのかたちで研究者と市民の交流に力を入れていることがあげられます。



シンポジウム初日には、国内外の研究者や市民が紋別市民会館に集まり、開会式を行う。

令和5年1月10日(火)開講 「誰でも使える統計オープンデータ」受講者募集中

社会人・大学生に向けて、統計オープンデータを活用したデータ分析の手法を分かりやすく解説する無料講座です。

総務省は、統計リテラシー向上のための取組として、「データサイエンス・オンライン講座」を開講しています。その講座の一つである「誰でも使える統計オープンデータ」を令和5年1月10日(火)に開講します。

本講座は、統計オープンデータを活用したデータ分析の手法を分かりやすく解説する講座です。平成29年6月に開講し、これまで延べ約3万8千人に受講していただきました。政府統計の総合窓口であるe-Stat、総務省統計局および(独)統計センターが提供する、視覚的に統計データを把握できる地理情報システムやAPI機能を使い、統計オープンデータを活用したデータ分析を学ぶことができます。

どなたでも無料で登録および受講が可能ですので、是非ご受講ください。
(注)本講座は、令和4年1月に開講した講座を再び開講するものです。

統計グラフ作成(行政界集計:7ランク)



講座内では、地図で見る統計(jSTAT MAP)を活用し、基本的な統計情報を地図上に表示させたり、自動的にレポート形式で出力する方法など様々な機能について学ぶことができます。

▶ 講義内容

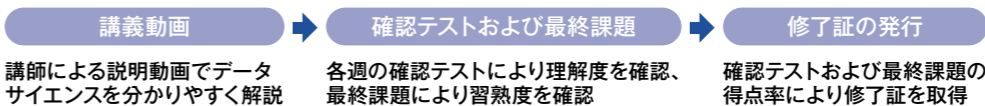
- 開講期間 令和5年1月10日(火)~3月14日(火)予定
- 学習時間 1回10分程度×5~7回程度(1週間)×4週
- 課題 各週の確認テストと最終課題の実施

▶ 講座内容

週 ^{※3}	各週のテーマ	内容
1	e-Statを使ったデータ分析	e-Stat ^{※1} の統計データを活用したデータ分析の事例を学ぶ(s-Statの機能紹介、活用事例紹介等)
2	公的統計データの使い方	公的統計データの基本事項および読み方を学ぶ(公的統計の種類と体系、労働力調査・家計調査の基礎知識および利用の際のポイント等)
3	地図で見る統計(jSTAT MAP)の活用	統計データと地図を組み合わせた活用方法を学ぶ(jSTAT MAPの機能紹介、簡単にできるレポート作成、活用事例紹介等)
4	統計オープンデータの高度利用	統計API機能 ^{※2} の仕組みや具体的な活用事例等の統計オープンデータの高度な活用方法を学ぶ(統計APIの仕組み、統計オープンデータの活用事例、講座のまとめ等)

※1 政府統計の総合窓口 ※2 統計データを自動で取得できる機能
※3 1~4週のほか、特別講義として主要な統計データをグラフ等に加工し、視覚的に分かりやすく、簡単に利用できる形で提供する「統計ダッシュボード」(<https://dashboard.e-stat.go.jp/>)の使い方を解説しています

▶ 受講の流れ



受講登録(無料)はこちらから

データサイエンス・オンライン講座
「誰でも使える統計オープンデータ」
<https://gacco.org/stat-japan/>



「三ない運動」をご存じですか? 政治家の寄附は禁止(贈らない)!! 政治家の寄附を求めない! 受け取らない!

政治家の寄附は禁止!
有権者が政治家に寄附を
求めることも禁止!

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物をする機会が多いシーンです。

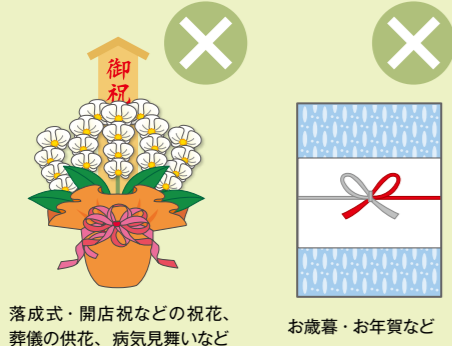
そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の

実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附禁止の対象例



落成式・開店祝などの祝花、葬儀の供花、病気見舞いなど

お歳暮・お年賀など



結婚祝[※]、香典[※]、卒業祝、入学祝など

お祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

【平時より禁止されるもの】

●政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をしようとする勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をされると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

●政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしようと、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

●政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

●請負等の契約の当事者の寄附の禁止

国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

【その他、禁止されている行為】

- 政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。
- 政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。



総務省 ホームページ なるほど! 選挙「寄附の禁止」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。



アナログ簡易無線機の
使用期限が迫っています！
(令和6年(2024年)11月30日まで)

電波は有限希少な国民共有の財産であり、携帯電話、テレビ放送、防災行政無線など、さまざまな用途で利用されていますが、デジタル方式は、アナログ方式に比べて効率よく情報を伝達できることなどからデジタル化を進めており、アナログ簡易無線は間もなく使えなくなります。

対応のポイント

- 1 引き続き簡易無線を使用される場合は、デジタル簡易無線への買換えと総務省への申請手続きが必要です。
 - 2 アナログとデジタルの両方が使用できるデュアル方式の簡易無線についても、メーカーや販売店でアナログの電波の発射を停止する無線機の改修と総務省への申請手続きが必要です。
- 使用期限が近づくと、メーカーや販売店へのお問い合わせや申込みの急増、総務省への申請手続の急増が予想されます。思わぬトラブルで使用期限に間に合わないことがないように、時間的な余裕を十分にとり、ご準備ください。詳細は、簡易無線を購入された販売店等や総務省総合通信局等にお問い合わせください。

令和6年12月1日以降も
使用が可能な主なデジタル簡易無線



アイコム [IC-DU55C] アルインコ [DJ-DPS71] 八重洲無線 [SR810] 日立国際電気 [EMU-05FL/C] 三菱電機 [MT-907D] モトローラ [MiT5000] CSR [HX585UJD121] JVC ケンウッド [TCP-D261BT]

<ご対応が必要な主な無線機>

(A:アナログ方式の簡易無線:買換えが必要、AD:デュアル方式の簡易無線:改修が必要)

メーカー名	種別	機種名
アイコム株式会社	A	IC-UH35CTM
	A	IC-UH37CTM
	A	IC-UM2005CTM(車載用)
	A	IC-UM2005ACT(車載用)
	AD	IC-DU5505C(車載用)
	AD	IC-DU55C
	AD	IC-DU65C
アルインコ株式会社	A	DJ-BU10C
	AD	DR-BM50AD(車載用)
	AD	DJ-BU50AD
	AD	XEDGM1
パーテックススタンダード LMR 合同会社	A	JMUE4014C
	A	JJH38RDC9AA3ANCRA
	A	VX-581UCAT
	A	VX-561UCAT
トム通信工業株式会社	A	EF-3221TCM(車載用)
	AD	TM-K3210C
株式会社日立国際電気	A	EUM-05IT/CWD
	AD	EUM-05FL/C
三菱電機 システムサービス 株式会社	A	MT-888D
	AD	MT-907D

メーカー名	種別	機種名
モトローラ・ソリューションズ 株式会社	A	JMUE4014C
	A	JMUE4014B
	A	JJH38RDC9AA3ANCR
	A	JJH38RDC9AA3ANCRA
	A	JMUE4014A
	AD	GDB3500
	AD	GDB4000(車載用)
	AD	GDB4500
	AD	GDB4800
	八重洲無線株式会社	A
AD		VX-5901U(車載用)
AD		VXD450U
AD		VX-D591UCAT
株式会社 CSR	A	GX5550UCAT132(車載用)
	AD	VX-D5901U(車載用) (2020.7以降購入)
	AD	VXD450U (2020.7以降購入)
	A	TCP-223CT
株式会社 JVC ケンウッド	A	TCP-233WCT
	AD	TCM-D204(車載用)
	AD	TCM-D244-CT(車載用) (製造番号: C0110060 まで)
	AD	TCM-D244G-CT(車載用) (製造番号: C0210004 まで)
	AD	TCP-D201
	AD	TCP-D203
	AD	TCP-D203
	AD	TCP-D203

(一般社団法人全国陸上無線協会の資料より作成)

問い合わせ先 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課
TEL:03-5253-5895

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ
<https://www.tele.soumu.go.jp/>



電波利用

検索



郵政民営化前にお預けいただいた 定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金 そのままにいませんか？

郵政事業が民営化され、本年10月で15年が経過しました。

郵政民営化前（平成19年9月30日まで）に郵便局にお預けいただいたすべての定額郵便貯金、定期郵便貯金および積立郵便貯金は、**満期日を過ぎていきます。**

これらの郵便貯金の払戻しには期限があることをご存知でしょうか。郵政民営化前にお預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金および積



※平成19年9月30日までに預けいただいた定額郵便貯金等が対象

立郵便貯金（注1）は、旧郵便貯金法により、**満期後20年2か月経つと**

その貯金に関する**預金者の権利が消失し、払戻しが受けられなくなりま**

す（注2）ので注意が必要です。口にて**払戻しの手続きをお願いしま**

す（注2）ので注意が必要です。満期を過ぎた郵便貯金証書や通帳

がご自宅やご実家にないか、ご家族の皆さまにもお声掛けいただき、ご確認ください。

そして、**お早め**にお近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の窓



マイナンバーカード普及促進の取組事例を紹介!

マイナンバーカード交付率県内二位!

力を入れています

福岡県豊前市



ワクチン接種会場での出張申請の様子



庁舎内にある、らくらく窓口証明書発行機

福岡県豊前市では、3歳児健診会場、就学時健診会場およびコロナワクチン接種会場等でマイナンバーカードの出張申請を申請時来庁方式にて積極的に行うことで、福岡県内1位（令和4年10月末時点）の交付率を誇っています。特にコロナワクチン接種会場では、接種後の待機時間を利用し受付したことで、多くの方に申請していただくことができました。

また、マイナンバーカードを取

得した後も有効活用できる環境構築のため、庁舎内の市民課窓口でマイナンバーカードを利用した「らくらく窓口証明書交付サービス」を開始しました。タッチパネルを操作して住民票の写し・印鑑登録証明書や所得証明書等の申請ができるサービスで、申請から受け取りまでの時間短縮を図ることにより、マイナンバーカードの利便性を実感していただくことができます。



総務大臣
まつもと たけあき
松本 剛明

東京都出身
昭和34年4月25日生まれ
平成12年 衆議院議員初当選
当選8回
平成23年 外務大臣

松本総務大臣が 就任されました

広報誌「総務省」についてのご意見・ご要望は、FAXまたは電子メールでお寄せください

FAX ▶ 03-5253-5174 MAIL ▶ kohoshi@soumu.go.jp

ご不明な点はこちらにお問い合わせください

郵便局の貯金窓口

または ゆうちょコールセンター
0120-108-420 (通話料無料)

●平日/9:00～19:00 ●土・日・休日・12月31日/9:00～17:00
(1月1日～1月3日・5月3日～5月5日は、ご利用いただけません)

ゆうちょ銀行の窓口

※新型コロナウイルスの影響等により、受付時間が変更になる場合があります。最新の情報は、ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。
https://www.jp-bank.japanpost.jp/
※IP電話等、一部ご利用いただけません。
※お電話では、郵便貯金に関する個別の状況はお答えできません。

郵政管理・支援機構 詳しくは **郵便貯金 機構**

動画でのご案内も
行っています。

<http://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent.html>

簡易生命保険の 年金のお受け取りには、 現況届のご提出が必要です。



1 郵便局で現況届を提出する。 (Submitting the current status report at the post office.)

2 郵便局で現況届を提出する。 (Submitting the current status report at the post office.)

3 郵便局で現況届を提出する。 (Submitting the current status report at the post office.)

4 郵便局で現況届を提出する。 (Submitting the current status report at the post office.)

重要書類在中?
何が入っている
のだろう?

年金の受け取りに関する
大切なお知らせよ!
内容を確認してみましょう!!

重要書類在中
かんぽ生命

年金の受け取りには、
毎年、現況届を
提出しなくては
いけないんだね!!

お知らせ封筒の中には、
年金をお受け取りいただくために必要な
現況届に関する大切なお知らせを
ご案内しております。
内容をご確認のうえ、お手続きをお願いします。



独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
https://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent_kampo.html



※民営化前の簡易生命保険契約に基づく保険金等の支払については、民営化後も政府保証が継続しています。
 この印刷物は古紙配合率 70%再生紙を使用しています。